

# 牟田事務所 許可可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2019.07

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ 円滑な事業承継制度の創設へ

### 現行の建設業許可制度では・・・

「事業譲渡」や「相続」等により事業承継があっても今は「建設業許可」は承継できません。

手続き上は廃業の届出をした後、新規許可申請をすることになるため、許可行政庁の審査中はどうしても「無許可状態（空白期間）」になってしまいます。

※行政の審査期間は知事許可では約 1 か月、大臣許可では約 3 か月です。

この間は、見積もりも出せませんよね。

### ～改正後は事業承継が可能です～

改正後（2020年10月予定）は許可行政庁の「事前の認可」を得れば承継が可能になります。

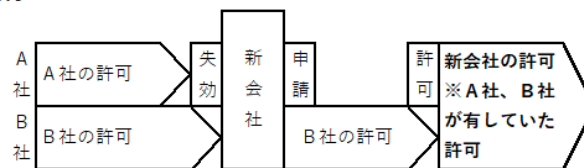
「承継制度」が開始されると、「事前の認可」を受けることにより事業の承継があっても原則としてこの「空白期間」が生じることなく、「建設業許可を受けた地位」を譲り受けた側に承継できることとなります。

事前認可申請で、事業がスムーズに～

改正後



現行



### ☆改正ポイント☆

- ① 合併や事業譲渡をする場合、あらかじめ許可行政庁の建設業許可を受けることで、事業承継の効力発生日に許可を引き継げる。
- ② 個人事業主の事業承継、相続についても事前の審査・認可を行うことができる。
- ③ 個人事業主が突然死去した場合の暫定措置として先代の「みなし許可」を認める。  
「みなし許可」風営許可や医療法人のように、建設業もやっとな！ ですね。

事業主（特に個人事業主）の高齢化問題も後継者がいれば安心！現場もストップすることなく持続可能な事業を行うことができます。手続きは牟田事務所にお任せください。

建設業のことなら許可のこと以外でも 何でも！ご一報ください(^)/ 建設業担当：小泉

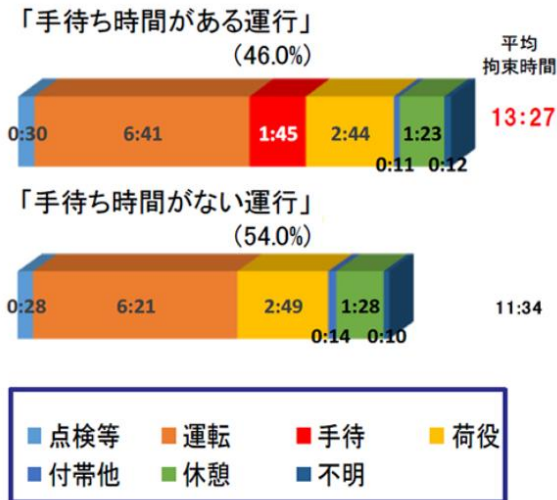
担当田口 多口になりそう！！

# ★運送業★

## ～荷役作業等を乗務記録に記載しましょう～

平成29年7月からスタートした荷待ち時間の記録義務。今年6月15日から、対象が拡大され、**荷役作業と付帯業務**も対象となります！！

荷役作業とは積み込みや荷下ろし。付帯業務では荷づくり、仕分け、横持ち・縦持ち、棚入れ、ラベル張りなどが事例として挙げられています。



トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働の是正が喫緊の課題です。長時間の荷待ち時間の発生に加え、荷主との契約に定めが無い荷役作業の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。



僕はドライバーが本業ですからね！

荷主との契約書に、実施した荷役作業などがすべて明記されている場合、荷役作業などに要した時間の合計が1時間以上になった場合が対象となります。記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

### 荷待ち時間・荷役作業等記録票

記載例

荷主名: 株式会社〇〇 車両番号: 〇〇〇〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00
荷待ち機開始・終了時刻	荷待ち時間	付帯業務の開始・終了時刻	積み込み/取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られなかった場合	荷主側担当者不在の場合	
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分け 5. 検取・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼 10. はい作業 11. その他( )	△△ △△			

記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください！

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合には、当該項目については記載不要です。  
 ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。  
 ※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。  
 ※この様式により記載する事項は、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則により、トラック事業者において記録・保存することが義務付けられています。不明な点等があれば、国土交通省又はお近くの地方運輸局までお問い合わせ下さい。

今回の対象拡大について、大元の荷主も一緒に巻き込んで、荷待ち時間や(サービス)付帯作業時間を減少させ、トラックドライバーの働き方改革を進めることが大切といえますね！ 貨物担当：田口

## ★産廃業★

担当一休さん考え中～

### ■ G20 廃プラ問題に世界的に高まる関心

6月28、29日にわたりインテックス大阪で開催された20カ国地域首脳会議（2019年G20サミット）。国内で開催した史上最大規模の首脳会議の中、廃プラスチック問題が大きく取り上げられました。議上、G20首脳が合意した2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて日本としても途上国の廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備等を支援していく旨が表明されました。

これまでも日本の化学メーカーは生分解性プラスチックや植物由来プラスチックの開発に取り組んできました。今、世界的な関心の高まりを受け、日本がコツコツ育ててきた技術が注目されています。この先、廃プラ問題はプラスチックに求められる機能を大きく変えていき、新たなプラスチックの市場規模・用途がどんどん拡大していくでしょう。

自然界に流出した場合の生分解性、リサイクルしやすさ、使用量削減への貢献、持続可能な原料への切り替えなど、より環境社会に適合した新しいプラスチックの開発に、三井化学など多くの有名企業が取り組んでいます。

自動車やエレクトロニクス製品の発展・進化を支えてきた日本の“化学”の力が試されるのかなのかもしれませんが。

（写真：内閣広報室）

6月28日 G20にて集合写真撮影に臨む  
安倍総理大臣ほか各国首脳陣



### ■ 決算→株主総会→税申告が済んだ

3月決算、5月申告ときて、実績報告も済みこころでホッと一息つきたい今日この頃ですが、もう1点！「産業廃棄物処理業変更届」の提出はお済みでしょうか？

産業廃棄物処理業を営む業者の皆さんの許可情報は、許可権者である各県が管理しています。役員の就任・退任、株主の変更、車両の入れ替えなど…今の時期、何かと変わることが多いこれらの事項、変更がある場合は速やかに県に届け出る必要があります。

#### ○廃止又は変更の届出

事業の全部又は一部を廃止したとき、又は住所その他の環境省令で定める事項を変更したときは、廃止又は変更の届出を10日以内に行う必要があります（法人で登記事項証明書の添付を必要とする場合は30日以内）。  
【愛知県環境部 HP】

参考までに、愛知県の各種届出期間は上記の通りです。

県によって取扱いが異なる場合もありますので、ご不明な点があれば牟田事務所までご相談下さい。「何でも早めの届け出が一番！」と思います。 産廃担当：白木

# 相続法改正 2019年7月～

## 被相続人の介護や看病で貢献した親族の金銭請求が可能に

これまでは、相続人以外の親族が被相続人の財産の増加や維持に貢献しても、相続人以外には財産を取得する方法はありませんでした。

今回の改正で被相続人の相続人以外の親族も、無償で介護や看病で被相続人の財産の増加や維持に貢献した場合に相続人に対して金銭を請求できるようになりました。

相続人以外の親族、特別寄与者は6親等内の血族（法的な血縁関係）または3親等内の姻族（配偶者の子供または相続人の配偶者など）となっています。

## 自宅の配偶者に対しての生前贈与が特別受益の対象外へ

これまでは、婚姻期間20年以上の配偶者に居住用不動産を贈与した場合、その評価額2,000万円まで贈与税が非課税とされています。（居住用不動産の配偶者控除の特例）

しかしながら、法定相続分の計算では、贈与を受けた居住用不動産は遺産の先渡し（特別受益）がされたものとして取り扱われ、配偶者が遺産分割において受け取ることができる財産の総額がその分減らされていました。

今回の改正により、結婚期間が20年以上の夫婦間で、自宅についての生前贈与を受けた場合には、**遺産の先渡し（特別受益）がされたものとして取り扱う必要がないこととし**、配偶者は結果的により多くの相続財産を得て、生活を安定させることができるようになります。

## 遺産分割前に被相続人名義の預貯金の一部が払戻し可能に

これまでは、相続財産の預貯金を遺産分割前での払戻しは相続人全員の同意が必要でしたが、今回の法改正で相続人全員の同意がなくても、遺産分割前に被相続人名義の預貯金の一部を仮払いとして受け取ることが可能となりました。

目的として、相続人が葬儀費用の支払いなど遺産分割前での払戻しが受けられます、しかし払戻しには一定の上限が設けられています。

### 1 金融機関の窓口で直接仮払いを受ける。

裁判所の手続きが必要ないので手間や日数がかかりませんし、仮払いの理由も求められません。一つの金融機関から仮払いが受けられる**上限金額は150万円**となっています。

### 2 家庭裁判所に仮払いを申し立てる。

金融機関での仮払いと違って金額の上限はありませんが、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てて、さらに仮払いの申し立てをおこなわなければならないので、時間と手間がかかります。また仮払いの理由も求められます。

最後まで面倒を見てくれたあの人に・・・遺言で意思表示をしておきたいものですね。